



子育て



暮らし



健康



税



福祉



募集・催し物



しえあはぴマーケットを 開催します



問 うるま市PTA連合会 ☎979-1011

中学生・高校生に服を届ける、「こども食堂」ならぬこども服屋 慧suiと、うるま市PTA連合会のコラボで「しえあはぴマーケット」を開催します。おさがりがめぐるシェアマーケットや、ワークショップなども参加します。「もったいない」を「ありがとう」へ。物と気持ちを分かち合う場です。最新情報や入場のルールについては、慧suiのInstagramをご確認ください。

- 日時 3/20(金) 13:00~17:00
- 場所 うるま市生涯学習・文化振興センターゆらてく 多目的ホール
- 対象 中学生・高校生
- 参加費・購入費 無料



家屋の届出について



申 資産税課 ☎973-5394

- ①家屋を取り壊した時の届出 家屋の全部または一部を取り壊したときは、資産税課へ「家屋減失届」を提出してください。賦課期日(毎年1月1日)が定められており、家屋を取り壊しても届出がない場合は、翌年度以降も引き続き固定資産税が課税される場合があります。また家屋だけでなく土地の固定資産税にも影響が出る場合がございますので、お早めの届出をお願いします。
- ②未評価家屋の届出 所有している家屋が未評価の場合、家屋だけでなく土地の固定資産税にも影響がありますので、お早めに届出いただくようお願いいたします。地方税法に基づき更正が行われますので、提出が遅れた場合、過年度に遡って固定資産税の税額変更が生じる場合がありますので、ご注意ください。なお、届出様式については資産税課窓口またはホームページ上からダウンロードにより入手可能です。

マイナンバーカード 夜間・休日窓口

| | | |
|----|------|------------------------|
| 3月 | 夜間 | 12(木)、26(木) 20時まで |
| | 休日 | 8(日)、15(日) 9時~13時まで |
| | 臨時開庁 | 29(日)、4月5日(日) 9時~16時まで |

※夜間・休日窓口でのマイナンバーカード手続は事前に電話予約が必要です。また夜間・休日窓口は本庁舎東棟のみ対応となります。

問 市民課 ☎989-5410



令和8年 春の火災予防運動 全国统一防火標語「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」



春の火災予防運動が
3月1日(日)から7日(土)までの
一週間、全国一斉に実施されます。

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しています。

問 予防課 予防係 ☎975-2119



令和8年度 放課後児童クラブ ひとり親等支援事業



問 こども家庭課 ☎973-4983

市内の放課後児童クラブ(学童)を利用するひとり親家庭や生活保護受給世帯に対し、利用料の負担を軽減します。

※継続利用者も毎年申請が必要です。

- 申請期限 3/2(月) ~ 4/15(水)
※申請期間を過ぎて申請された場合は、申請月の翌月から軽減の対象となります。
- 対象 市内に住所のある児童扶養手当の受給者、母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給者、または生活保護受給者。
- 軽減額 放課後児童クラブが定める利用料(保育料・おやつ代のみ)の2分の1の額(上限月額5千円)
※行事費等は軽減対象外となります。
- 申請方法 上記の二次元バーコードより申請ください。



令和7年度無料もの忘れ相談会

問 お住まいの地区の各地域包括支援センター

市内7か所地域包括支援センターに配置されている、認知症支援推進員が、もの忘れ相談や脳の健康チェックを行います。お気軽に相談ください。

【認知症地域支援推進員とは】 認知症の方やそのご家族からの相談を受け、必要な医療・介護サービス等と連携し、安心して地域で暮らせるように支援しています。

- 日時 3/12(木) 10:00~12:00
- 場所 東棟1階納税課側(相談室6)

※事前予約は必要ありません。直接、相談室へお越しください。